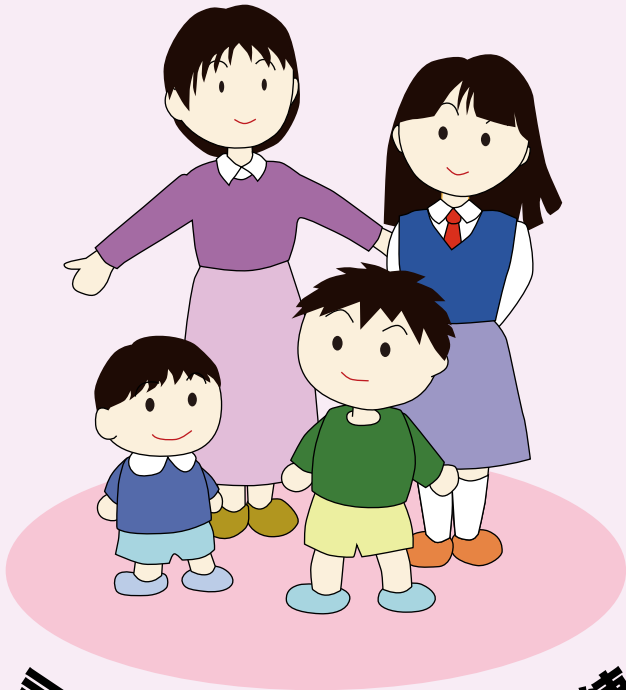


犯罪から子どもを守る



司法面接法の開発と訓練

# News Letter

## Vol.7

2012.03.

独立行政法人 科学技術振興機構  
・社会技術研究開発センター

研究開発プログラム

「犯罪からの子どもの安全」

研究開発プロジェクト

「犯罪から子どもを守る司法面接法の開発と訓練」

### 司法面接研修

2011 年度 道内児童相談所 司法面接研修 第 1 クール

研修後の業務における変化、研修に参加して

### JST 領域合宿 2011

道内研修に参加した子どもたち

児童相談所における被害確認面接実務トレーニング研修

研修後の業務における変化

研修に参加して

中・四国ブロック研修を終えて

研修に参加して

面接者に対する反対尋問—子どもの録画面接をめぐって—

PEACE モデルトレーニングを受けて

カレンダー



司法面接研修／研修参加者／JST 領域合宿

司法面接研修

2011 年度 道内児童相談所 司法面接研修 第 1 クール

2011 年 10 月と 11 月に、2011 年度の司法面接研修の第 1 クールを実施しました。2 日間にわたる 12 時間の基礎研修と、同じく 2 日間の 12 時間の中級研修の 2 回です。研修参加者には、心理判定員を中心とする計 9 名（道内児童相談所職員計 8 名、道外児童相談所職員 1 名）に加え、道外の警察官、スクールカウンセラー、看護師、大学院生など、多様な職種の方々にご参加いただきました。

道内研修では、ロールプレイの一部として実際の小学生のお子様にも面接を行っています。今回の研修から、研修終了後にお子様からも面接に対する意見を伺うためのアンケートを実施し始めました。ニューズレター本号では、2011 年度第 1 クールに参加された旭川児童相談所稚内分室の谷口真澄先生に、研修に参加してのご感想をいただきました。

研修参加者

研修後の業務における変化、研修に参加して

北海道旭川児童相談所 稚内分室 谷口 真澄

私は今回研修に参加して、子どもから誘導せず聞き出す難しさを感じました。研修のロールプレイの初めの段階で、私は無意識に情報を選び自分の考えている方向に言葉を置き換えていることがありました。面接者が訓練を受けずに被害者の子どもの話を聞くと、無意識に情報を選択し面接者の道筋に進めてしまう可能性があり、子どもが不利益を負う危険性があることをロールプレイの中で体験しました。また研修の中で、バックスタッフの存在の大きさも感じました。面接者だけでは、情

報の取りこぼしや違う方向の話題へ行って行ってしまうことも気づくことがありません。バックスタッフが存在し、総合的にまとめていくことで、より正確で司法の場で強い証拠となる情報を一度で得ることが出来るのだということを学びました。

私の所属している管内で、正式に司法面接を行わなければならない事例は研修後に出ていません。しかし、司法面接で必要なスキルは日々の訓練が無ければ本番で使いこなすことが出来ないものだと感じます。また、日々の業務でも子どもの能力に合わせ活用していけば、より子どもが話したいことを聞き出すことが出来るように感じます。司法面接は児童相談所の職員として大切なスキルの一つであり、今後も日々能力の向上に取り組んでいきたいと思えます。



JST 領域合宿

JST 領域合宿 2011

2011 年 10 月 29 日 - 30 日

2011 年 10 月 29 日、30 日と JST の「犯罪からの子どもの安全」研究開発領域平成 23 年度合宿が行われ、当プロジェクトからは、杉村智子先生（福岡教育大）、小山和利先生（北海道中央児童相談所）、仲、上宮の 4 人が参加しました。合宿では、2 日間を通して、①プロジェクト間の連携、②終了後のこととして「実装」が本当の意味で出来ているのか、③報告書のこととして、国民に対して、この領域の成果を科学的根拠に基づいてどのように報告するのかという内容を中心に議論が行われました。

①プロジェクト間の連携について：仲 PJ では、「司法面接」という技法は、司法にとどまらず、「人から事実に関する情報を収集する」という点において、様々な場面に応用できるため、他のプロジェクトと連携しやすいのが大きな特徴だと、プロジェクト開始当初は考えていたように思います。「他のプロジェクトとの連携」については、プロジェクト発足当初の合宿から、何度も言われてきた課題でした。しかし、初めの段階では、どのプロジェクトもそれぞれの活動を進めていくので精いっぱいであり、今後の可能性や展開について自分たち自身もまだ見通しが経っていません。そのため、今回の合宿に参加し、どのプロジェクトもまとめとして仕上がって来ている段階の今だからこそ、やっと連携が可能になるのではないかと感じました。

②本当の意味での「実装」ができてきているのか：当プロジェクトは、これまで、全国の専門家を対象に研修を実施してきました。研修に参加し、司法面接の知識や技術を習得した専門家の数は、現在 400 名に上ります。次の段階としては、この研修をプロジェクト

終了後も続けて行くというところにあると考えています。取り組みの一つとして、「司法面接研修」を北大だけではなく、各児相やそれぞれの機関で独自に行えるよう、現在、現場の中のスーパーバイザーの養成に少しずつ力を入れてきております。さらに、「司法面接」が実際に社会で使われるという意味での「実装」については、今後現場の方々が推し進めて行かれる部分ではあると思えますが、プロジェクトを通して築いてきたネットワークや関係性を維持し、研究機関として今後もできる限りの情報提供を行っていくことが出来るのではないかと考えております。

③この領域の成果を科学的根拠に基づいてどのように報告するのか：合宿でも問題として取り上げられましたが、JST に提出する報告書はもちろんのこと、プロジェクトの対象としているエンドユーザーに対する報告書のようなものを作成する必要がある、という点が非常に重要であると感じました。エンドユーザーが、市民、国民であるというプロジェクトもありますが、仲 PJ のエンドユーザーはおそらく、子どもや司法、事件事故に関わる専門家（児相、警察、家裁など）になると思われれます。その点では、現在研修でも資料として配布している、「北大ガイドライン」、「最小限の手続き」などを今後も要請に応じて情報提供していくことが一つの方法として考えられます。その際に、科学的根拠に基づいた成果報告という意味では、「研修の効果測定」、「道内の司法面接実施件数」、「研修実績」、「研究業績」などのエビデンスも合わせて、研究機関として研究を続けて行く中でも発信していく必要があると感じました。

北海道大学 司法面接支援室 上宮 愛

## 道内研修に参加した子どもたち

2008年度より始まった北海道大学の司法面接研修において、これまでに被面接者として協力して下さった小学生の数は、2011年度第2クールまででのべ40名にのぼります。毎回、研修が終わった直後には、帰りの車の中で、面接についての子どもたちの感想や意見が活発に交わされています。こうした子どもたちの生の意見を体系的に収集し、研修者の皆さんにフィードバックすることも、よりよい面接に繋がる有益な情報となるのでは…？と常々思っていました。そこで、2011年度第1クールより、研修に協力して下さったお子様たちを対象に、研修中の面接についてのアンケートを実施し始めました。ここでは、回収されたアンケートの中から多かった意見を抜粋して、ご紹介致します。



### “オープン質問への苦手意識”

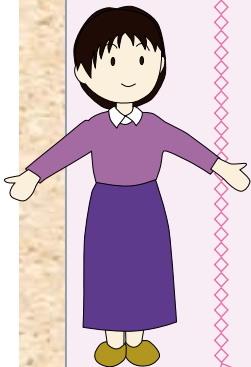
普段の生活の中で、子どもがオープン質問で大人に聞かれる場面はあまりありません。そのため、オープンに聞かれたことで戸惑ったお子様が多かったようです。

『詳しく』という言葉が多くて、答えに迷った』『もっとくわしく』『どうやって』とかの意味があまりわからない…という回答が多く見られました。一方、『具体的にどんな話を話してほしいのか、『どんな人がいましたか？』とか『それはどんな遊びですか？』などと聞いてくれるととても話しやすかった』という意見がありました。同じオープン質問であっても、よりフォーカシングした質問の方が、子どもにとってはより答えやすく感じられるようです。

しかし、オープン質問が他のタイプの質問より多くの情報を引き出すことは、これまでの研究から確認されて

います。ですから、“司法面接”という場が、普段の日常会話の場面とは異なる場であるということ子どもにしっかり理解させ、オープン質問を受け入れる態勢を作ってあげることが大事であるように思われます。そのためにも、本題に入る前段階で、しっかりとオープン質問に対する答え方を練習させる過程（つまり、エピソード記憶の練習）が重要だということも、改めて認識させられました。

また、『それで？』『それから？』など、全部話し終わってから言われても他に言うことがないので困った』『他にある？』などという質問の方が話しやすい』という意見がありました。オープンな促しの言葉にもいくつかのバリエーションを用意しておいて、状況に応じて使い分けた方が子どもは答えやすいようです。



### “話すリズムも大事”

質問をされるタイミングや面接者の態度も、子どもの答えやすさに影響を与えるようです。具体的には、次のような聞き方を、子どもは答えにくいと感じているようでした。

(1) 質問内容が行ったり来たりする（例：Aについての質問→Bについての質問→またAについての質問）。

(2) 質問が途切れたりつっかかたりする。

(3) 質問と質問の間の時間が長い。

(4) 子どもが話をしている最中にファイルやメモした紙を見ている。

(5) 子どもの顔を凝視する。



### “NICHD ガイドラインを元にして”

グラウンドルールの説明から本題に入るまでの過程では、通常の面接のようなラポール（信頼関係）構築だけではなく、子どもの言語能力の査定や、その後本題に入った時にオープン質問に基づく自由報告を行うための事前練習、という大事なプロセスが含まれています。特に、エピソード記憶の練習では、何を聞くのか、トピックの選定に予め配慮が必要かもしれません。

研修では『朝起きてからここに来るまでの事』を聞きました。けれど、「長い時間の事を聞かれるとどこから話せばいいのか分からず答えにくい」という意見がありました。確かに、研修の場合、お子様が朝起きてから北大に来るまでには約9時間分もの出来事があり、それを最初から最後まで話すのは子どもにとって負担が大きいかもかもしれません。中には、本当に9時間分を延々と話し

てくれるお子様もいて、結局本題を話す時間が殆どなくなってしまった例もありました。

いつ、どこで面接を行うのか、それまでの子どもの状況などを考慮しながら、第二、第三の質問を用意しておいたらよいと思います。

他に、「質問の内容が理解できない所（言葉）もあり答えられなかった」という意見もありました。お子様の年齢によっては、ガイドラインに書かれた表現そのままでは理解しにくい言葉もあると思います。地域によっては、標準語ではなく方言を使った方がお子様に伝わりやすいこともあるでしょう。お子様の年齢や言語能力に合わせ、質問の仕方や言葉使いを使い分けられるよう、面接計画を十分に立てておきましょう。



事実を確認する、という手続きは、性的虐待の案件に関わらず、日常の面接においても重要な過程だと思えます。ぜひ機会があるごとに使ってみてください。そしてフィードバックをいただけましたら幸いです

北海道大学 司法面接支援室 田鍋 佳子

## 児童相談所における被害確認面接実務トレーニング研修／大分研修

道外研修

### 児童相談所における被害確認面接実務トレーニング研修

2011年度の前半は西日本を中心に、後半は東日本を中心に、研修を行いました。6月と11月には島根県で仲が司法面接研修を行いました。8月には大分県と岡山県、12月には新潟県、1月には青森県で、日本子ども家庭総合研究所と共催で「児童相談所における被害確認面接実務トレーニング研修」を実施しました。これら以外にも、各地の児童相談所、警察、裁判所などで研修を行いました。



日本子ども家庭総合研究所と共催の研修「児童相談所における被害確認面接実務トレーニング研修」では、日本子ども家庭総合研究所の山本恒雄先生とカウンセリングルームまるやまの丸山恭子先生が講師に入ります。北大で開催する研修のような小学生との面接ロールプレイなどはありませんが、3人の講師が並行して振り返りを担当します。異なる経験や立場からのアドバイスがあり、とても充実しています。

ニューズレター本号では、大分会場と岡山会場の研修参加者より、研修に参加した感想をいただきました。大分県の研修では、九州全域と沖縄県から研修者が集まり、総勢36名が参加しました。また、岡山県の研修では、中国・四国地方からの研修者で、これもまた36名の参加者が集まりました。いずれの研修も、連日ロールプレイや録画した面接の振り返りが行われ、密度の濃い研修となりました。

研修参加者

### 研修後の業務における変化

大分県子ども女性相談支援センター（大分県中央児童相談所） 阿部 悦子



大分での研修では、児童相談所職員の他に、大分県警のサポートセンター職員も研修を受講した。研修以降、虐待ケースで県警と連携することがあり、一緒に研修を受講していたことで、スムーズに対応ができた。

よかった点は大きく2点挙げられる。1点目は、対応ガイドラインについて同じように研修を受けているため、子どもにとって負担が少ない方法を一緒に考えやすかった点である。話し合いの

素地となる知識や体験が同じであることは、話し合いの重要なポイントであるように思われた。2点目は、被害確認面接を県警が行ったことで、実際に子どもの負担がとて少なくなった点である。今回は、子どもが幼かったなどの要因もあり、児童相談所職員も面接に同席したりするなど、研修内容とは異なることもあったが、今の日本のシステムの中で刑事告訴する場合、県警が被害確認面接を行うことで、子どもの負担は非常に軽減される。

虐待対応の中で、児童相談所が大切にすることは、子どもの安心・安全な暮らしである。そのために、事実確認面接の手法を考へて行くことにより、少しでも子どもの負担を減らすことに繋がるよう、今後も研鑽を積みたいと思う。また、児童相談所内の対応の仕組み作りや、警察、司法機関との協力は不可欠であり、重点的に取り組んでいきたい課題である。

研修参加者

### 研修に参加して

沖縄県コザ児童相談所 国吉 絵里子

平成23年8月に大分県中央児童相談所で開催された研修に参加させていただきました。今回受講した被害確認面接は、子どもが自分の言葉で語ることを面接者は丁寧に聴き、子どもから語られるありのままの言葉の中から客観的な情報を聴取すること、その「実際の出来事を誘導せずに聞き取る」ことが私にとって研修で一番難しかったと同時に印象に残りました。あわせて、子どもの被暗示性についても学び、子どもが身近に関わる大人から大きな影響を受けていることを知ると、被害にあった子どもが加害者から口止めや脅しを受けていた可能性や、性的虐待が他の虐待に比べ周囲が気づきにくいこと、また子どもが開示したとしても、かなりの時間が経過していたりする場合があると、ますます子どもにとって「語る」のは大変なことだと思いました。その時に、過去に出会ったケースの対応を振り返ってみると、開示した時

にはすでに子ども自身が精神的に不安定な状況であったり、記憶が定かではなかったりと事実確認が非常に困難だったことが思い出されました。研修後に被害確認面接を実施する場面に立ち会ったことはありませんが、意識して日常の業務の中で活かせる機会を見つけ実践していければと思います。そして、是非フォローアップ研修等にも参加してみたいです。



## 中・四国ブロック研修を終えて

研修参加者

岡山県福祉相談センター総務企画課 薬師寺 真

平成23年8月30日から9月1日までの3日間、岡山県で中・四国ブロックの児童相談所職員を対象とした「児童相談所における性的虐待相談の対応にかかる研修」を北海道大学、日本子ども家庭総合研究所との共催で開催しました。

研修会は、「児童相談所における性的虐待相談の対応ガイドライン2011年版に関する研修」と「児童相談所における被害確認面接実務トレーニング研修」の2部構成で開催され、1部には児童相談所の職員に加えて、岡山県では初めて女性相談所や警察、医師など性的虐待を受けた子どもを取り巻く関係領域の支援者が一堂に会した研修会となりました。

また、2部では中・四国ブロックの県・政令市児童相談所と近畿ブロックの児童相談所の職員の参加があり、充実した研修が展開されたと思います。

岡山県では、平成21年度より性的虐待の被害を開示した子どもに対して被害確認面接を実施しています。そして面接データ（音声起こし）は加害者を刑事告発する際に警察へ提出するなどして活用しています。そうすることにより、僅かですが、子どもにかかる負担が軽減されているように思います。

今回は、私も含めた数名の男性職員も「被害確認面接実務トレーニング研修」を受けました。それは、男の子の被害についても対応できること、バックスタッフの充実を図ることにより、子どもが被害を開示して以降、速やかに被害確認面接が実施できる体制を整備することが目的でした。

研修終了後、参加した職員たちから「性的虐待に限らず、日

頃の面接の実践に役立つ研修だった」という声が多く寄せられました。

今年2月には、実際に被害確認面接を行った子どもの記録を見ながら外部講師に助言をを求めるフォローアップ研修を広島県と愛媛県の児童相談所の仲間と一緒に予定していますし、年度内には児童相談所や市町村における「性的虐待対応のガイドライン」を策定する計画もあります。

平成19年度以降、岡山県では真に「子どもを中心とした支援」を充実していくため、ソーシャルワークの様々な取り組みを未熟ながら実践しているところです。

性的虐待は、子どもの人権侵害の最たるものです。私たちが実践しているソーシャルワークが、この問題に立ち向かえるかどうか、これからの取り組みをすすめていくうえで試金石になることは間違いないと確信しています。被害確認面接は、結果を子どものために活用する制度が整いさえすれば、人権侵害と闘ううえで強力な支援ツールになると思います。

最後になりましたが、私自身、今回初めて被害確認面接を体験しました。今までは、職員が体験した内容や実際の面接を見る機会はありましたが、自ら体験したのは初めてでした。

その結果、被害確認面接は、被害事実の確認という側面だけではなく、本当に子どものことを大切にしたい思慮深い大人の面接技法だと実感しました。

被害確認面接は、ただ見るだけではなく、ぜひ、体験してみることをお勧めします。



## 研修に参加して

研修参加者

愛媛県中央児童相談所 得能 千代



岡山県で行われたトレーニング研修に、参加しました。これまで自分がしてきた面接とは全く異なるものだと知ってはいても、子どもの感情に触れず、揺さぶられず、淡々と聞くことが、こんなに

やりにくいとは驚きました。また、必要なことを子どもから話してもらうための質問が思い浮かばず、頭が真っ白になる瞬間もありました。そんなときに、馴染みの面接スタイルになびいてしまう自分にも気づかされました。

そんなこんな3日間で、大きな指針を得ることができた一方、技法が定着した自信はなく、どうしようと思いつながら愛媛に帰りました。トレーニングの積み重ねと、取り組むスタッフを増やす

必要性を感じます。当所では、司法面接のための人的・物的環境ができていません。先日、機材購入の希望を出したのですが、まだ良い返事がない状況です。その際は、急なお問い合わせにも関わらず、北大の先生や岡山県のかたにすぐに情報をいただき、心強く感じました。この研修では、近県の見相の方たちが、似た状況もありながら工夫されていることを知ることができ、励みになります。

これまでキャッチできていなかったケース、いまま潜在するケースがあるのではと思います。子どもを守りきるために、進んでいきたいです。



## ワークショップ：面接者に対する反対尋問—子どもの録画面接をめぐる—

ワークショップ

2011年8月17日

### 面接者に対する反対尋問—子どもの録画面接をめぐる—



子どもへの事実確認において、面接の録画や録音が行われることも増えてきました。近い将来、法廷でその録画、録音の証拠能力が問われることも充分予想されるでしょう。子どもを出廷させる代わりに、面接を行った面接官が、証人として法廷

に呼ばれ、証言するといった事態が生じることも考えられます。子どもとの会話についての大人の記憶の正確性に関する研究では、大人は子どもと話した内容について、要約的な情報であれば85%を、主要な活動については66～83%を記憶していると言われています。しかし、面接後に簡単なショートレポートを作成するよう求めると、子どもが言った内容については25～65%しか思い出せないということが示されています。また、面接者に

自分が行った質問について思い出すように求めると、ほとんどの面接官がオープン質問を多く行ったと報告し、特定質問、クローズ質問、誘導質問については、少なかったと報告することが示されました。しかし、実際には、80%が特定質問、クローズ質問、16%が誘導質問であったことが解っています (Bruck, Ceci & Francoeur, 1999; Warren & Woodall, 1999)。

このように、面接者が、自分の行った面接について正確に記憶しておくことは難しいと考えられます。そのような中で、法廷で「自分はどうか、なぜ(適切に)そうしたか」を証言することが求められた場合、どのようなことに注意すればよいのでしょうか。

2009年度に引き続き(ニューズレター第2号参照)、2011年度は、弁護士磯田文弘先生に主尋問を、秀嶋ゆかり先生に反対尋問を実際に行っていただきました。さらに、北海道大学法学部の、白取先生、城下先生、緑先生にも法学的な観点からご意見をいただき、児童相談所の先生方を交えて深いディスカッションを行うことができました。

北海道大学 司法面接支援室 上宮 愛



### 面接官の主尋問を担当して

弁護士 磯田文弘

8月に開催されたワークショップにおいて、面接担当者の主尋問を担当させて頂きましたが、その趣旨等を今一度記してみたいと思います。

主尋問の目的は、司法面接という手法を用いた結果得られた児童の供述内容が信用できるものだ、ということを裁判所に理解してもらうことにあります。そのため、私は、①司法面接自体が有効であること、②それを用いる面接担当者の能力が十分あること、③今回の面接手法が司法面接の手法に則っていること、という組み立てで尋問をさせていただきました。

まず、司法面接という手法が未だポピュラーとは言い難い中で、裁判所に、児童から事実を聴取する上で司法面接が有効な方法であることの理解を得るのが、出発点です。ここをしくじると、その後は砂上の楼閣になってしまいます。そのために、児童から事実を正確に聞き出すことのどこに困難があるのかを明らかにし、それを克服するために司法面接という手法が編み出され、その手法を用いて事情聴取をすると先の困難が解消されることが科学的・客観的に検証されている、ということを示さなければなりません。このあたりの内容は、民事訴訟では各種論文等を書証として提出する方法で立証すべきところですが、今回は、刑事訴訟の場合をも念頭に置き、尋問の中に組み入れてみました。また、今回は単に私の質問に答えていただくという形を取りましたが、今

後はこのような専門家証人が専門分野の知見に関して証言する際、パワーポイントを示しながら解説する等の方法を取るようにならなければならないかもしれません。

そして、今回の事情聴取が、科学的に有効性を証明されている司法面接の方法に従って行われた、ということを確認することになります。最も大切なことは、面接担当者が欲しい(望ましい)答えを聞き出そうとせず、対象児童がその期待に応えようとしていない、ということです。面接の外側部分(面接担当者が得ていた事前情報、対象児童が得ていた面接に関する情報、面接の場所・時間等)はその状況の担保であり、面接の内側部分(問答の方法、児童の反応に対する対処の仕方等)は誘導がなされていないことを直接示すもので、いずれもとても重要です。

司法面接に携わる方々には、常に、こういう尋問にさらされる可能性を考慮され、面接の準備をしていただくとよいと思います。



2011年9月6日-23日

報告

## PEACE モデルトレーニングを受けて

北海道大学 司法面接支援室 仲真紀子

## 1. はじめに

2011年9月6日から9月23日までの三週間、英国サセックス州、スラッフアムで、サセックス警察によるPEACEモデルトレーニングを受ける機会を与えられた。PEACEモデルとは、被疑者取調べにおける情報収集アプローチの一つである。英国では1984年にPACE(1984年警察および刑事証拠法)によって被疑者の取調べの録音が義務づけられた。しかし、当時の取り調べ技術は最適とは言えず、1992年からこのPEACEモデルのトレーニングが行われるようになったのだという。

このトレーニングを受けたいと思った第一の理由は、司法面接法の拡充である。訴訟に関わる供述証拠を収集する手続きを知る事は、面接の精度を上げるために重要だと以前から考えていた。第二は、たまたま2009年から、警察庁の「取調べの捜査手法、取調べの高度化を図るための研究会」の委員を務めるようになったことである(今月、最終報告書が作成され、警察庁のHPにも掲載された。http://www.npa.go.jp/shintyaku/keiki/saisyuu.pdfによりダウンロードできる)。この研究会で心理学を専攻しているのは私だけであり、近年の情報収集アプローチに関する心理学的知見や研究成果を提供するには、このトレーニングを受けておくことが必要だと感じた。1年前からの長い期間のやりとりを経て、ようやくトレーニングを受けられるようになった(情報収集アプローチの意義については、http://scienceportal.jp/HotTopics/opinion/217.htmlを参照していただければ幸いである)。

## 2. PEACE モデルとは

PEACEモデルは、被疑者の権利、面接の意味や手続き、容疑などを十分に説明した上で、被疑者と対立することなく情報収集を行う面接法である。英国の警察では5段階(tierすなわち層と呼ばれる)の面接トレーニングが行われている。第1段階は基礎、第2段階は複雑でない事案の面接であり、これらを通して一定の経験をもつ警察官が、第3段階のPEACEトレーニングを受けることができる。第3段階にはもう一つ被害者・子どもへの面接トレーニングがあり、私は2007年にこの2週間のコースをロンドン警察で受けたことがあった。

PEACEモデルのPは計画(plan)、Eは説明(explain)と引き込み(engagement)、Aはアカウント(account:説明のこと)、Cは終結(closure)、そしてEは評価(evaluation)を表す。被疑者を勾留できる期間は48時間(裁判所の許可があれば、72時間まで可能)、1回の面接は2時間と定められている(数回繰り返すことは可能)。面接官は目撃供述や参考人供述、その他すでに得ている情報をもとに、綿密な計画を立てた上で面接に臨む。

## 3. 面接の準備

PEACEモデルにおいて、重要だとされることがらを、以下に挙げる。

(1) 心構え: 面接にあたっては、以下のことがらが重要である。

- 面接に当たっては、面接官に外圧がかからないようにする。また、面接官が自分自身に圧力をかけないようにする。手柄を立てなければという圧力、失敗は許されないという圧力、被害者と関係性ができている面接官、親戚・知人への面接などは適切ではない。事件の捜査に当たっている捜査官本人や、役職にある者(上や下からの圧力がかかる)は面接を行わない。
- 基本的欲求(睡眠、食事等)が満たされなければ話話はできない。被疑者においてこれらが満たされているか、確認する。
- 被疑者とは常に対立を避けるように心がける。適切な質問を行い、多くの情報を得ることが重要である。

(2) ピックアップ: 房に被疑者を迎えに行く手続きをピックアップといい、これも面接官自身が行う。最初の印象が重要であり、勾留中の態度はどうか、問題はないか、病気、薬等の問題はどうか等、担当者からの情報も得て、被疑者を気遣う態度で接する。犯罪を犯した人は、それだけで弱者であると考え。

- ノックをしてから入る。
- 中立で、丁寧で、相手を尊重した態度をとる。
- 自己紹介をし、名前、呼び方を確認する。
- 食事はとれましたか?
- 眠れましたか?
- 飲み物、タバコはだいじょうぶですか?(報酬ではなく、福祉の為に尋ねる)

(3) 面接室: 被疑者がリラックスして話せるように。間には机を置かない方がよい。10時10分の長針、短針の位置に座り、近づきすぎない。

## 4. 面接の手続き

以下、PEACEモデルによる面接の手続きを述べる。「」内は面接官の発話を示す。

(1) 導入:「今日は\_\_年\_\_月\_\_日、時刻は\_\_時\_\_分です。こんにちは。私は【警察署】の\_\_です。【被疑者名】さんとお呼びしてよいですか。この会話は録画します。」

(2) 法的助言(Free and Independent Legal Advice):「○○さん(=被疑者)は、警察とは関係のない弁護士さんから、無料で、法的な助言を受けることができます。電話をかけることもできますし、直接面談することもできます。弁護士と話しをしたいと思いますか。」

- 答えが「いいえ」ならば:「どうしてですか(答を待つ)。もしも、後で話したくなったら、言ってください。すぐに会えるようにします。」
- 被疑者が弁護士の意味を理解していないようであれば「警察や裁判所とはちがった立場で、○○さんを支えてくれる人です」等の説明をする。

(3) 説明:(容疑が窃盗ならば)「あなたは窃盗の容疑で逮捕されました。窃盗の意味はわかりますか(答を待つ)。この面接は、あなたが話をする、最初の重要な機会です。」

- 窃盗の意味が分からないようであれば、例えば「人の家に入って、ものをとることで」等、わかりやすく説明する。

(4) 事務:「面接は2時間くらいかかります。途中で休みをとるかもしれません。また、途中でテープを交換するかもしれません。いいですか。」

(5) 希望:「面接に入る前にお話ししたいことがあります。私が話している最中は、ささげらないでください。私も、あなたが話している最中は、できるだけささげらないようにします。私の質問をよく聞いて、たくさん話してください。いいですか。」

(6) 見直し(ルートマップ):「○月○日、[場所]で強盗がありました。その日のあなたの行動について、あなたと被害者との関係について、話を聞きます。」等と面接の見直しを示す。

- 計画の際、どの情報(eg、盗品等)を出し、どの情報は出さないかを綿密に計画しておく。例えば、現場のドアの内側に被疑者の指紋が残っていたとしても、この段階では言及しない。

(7) 警告: ここで法的に定められた警告文を告げる。「あなたは、何も話さなくても構いません。ただし、面接で話さなかったことを、後で、法廷で自分を弁護するために話したならば、それはあなたに不利になるかもしれません。あなたが言うことは証拠として提出されるかもしれません。」この説明だけでは分かりにくいので、面接官はさらに以下のように説明する。「ここで警告を言います。このことを説明しますね。まず、○○さんは、何も話さなくても構いません。けれども、今、○○さんが私に話さず、後で法廷で話したならば、法廷の人たちはどう思うでしょうか。○○さんは信用できないと思うかもしれません。あなたが話したことは、法廷で証拠として出されるかもしれません。いいですか。」(英国では、黙秘に対する不利益推定が認められている)。

(8) 牽引質問: ここで事件に関する具体的な情報を述べ、引き込む。「被害者は、○○さんと同じ姿格好の人に被害にあったと言っています。あなたのバッグからは犯人が押し入った時に使ったのと同じタイプの金槌が出てきました。○○さんと事件の関わりについて話してください。」

- 「あなたは窃盗をはたらきましたか」と聞くと、被疑者は「いいえ」と言う。一度「いいえ」と言うと変更は生じにくい。よって、直接的に疑われることを聞かない。
- 目標は、被疑者が事件と関わっているかを調べることである。情報はできるだけたくさん得る。話題がずれたら会話マネージメント(「~について話してください」やWH質問)で戻す。
- 「沈黙」も情報である。通常であれば答えられるような質問に対して回答がない場合、この沈黙は「重大な沈黙」だとされる。
- 「嘘」だとわかっていても、より詳細に聞く。負荷がかかる程、矛盾が生じやすくなる。よって後でチャレンジするのが容易になる。

(9) アカウント(説明)を得る:「○月○日○時頃、○○さんはどこにいましたか/何をしていましたか。」これは、司法面接と同様、以下のようなオープン質問を用いる。

- 「最初から最後まで何でもすべて話してください」
- 「(被疑者が話した)Aについてもっと話してください」
- 「(被疑者が話した)A,Bについて)Aの後、Bまでの間にあったことをすべて話してください」
- 「そして、それで、あとは」
- 「うん、うん」
- エコーイング
- 被疑者が話したことについてのWH質問(eg、「~をしたと言いましたが、それはどこですか」)

(10) トピック: 当日の行動、被害者との関係、金槌等について説明を得る。トピックは、計画の際、計画しておいたものである。

(11) 開示: 証拠を示し、さらなる説明を得る。「あなたは、その場にはいなかったと言いましたが、あなたの指紋が見つかりました。あなたはさっき、その場には行ったことがないと言ったので、私は分からなくなってしまいました。説明してください。」(重要な事件の場合は一旦面接を終了し、文書で開示を行い、次の面接を行う)。

(12) チャレンジ: 矛盾をつくこともチャレンジの一つだが、本当のチャレンジは証拠をつきつけて行う。例えば「被疑者が事件の現場近くにいた」「重要なもの(例えば盗品)を所有している」等である。チャレンジの際は、録音されていること、犯罪と関係があると警察は考えていることなどを述べ、「それについて説明できなければ法廷は(あなたに不利な)推論をするかもしれない」と警告する。

(13) クロージング:「テープが回っている間に他に話しておくことはありませんか。(なければ)それでは面接を終わります。今の時刻は○時○分です。」

## 5. 最後に

米国や日本の被疑者取調べにおいては、一般に「自白」を求める糾問アプローチがとられている。しかし、強く自白を求めるあまり、無実の被疑者が虚偽の自白をしてしまうという問題も指摘されている。情報アプローチでは、上記のように、予め立てた面接計画にもとづき重要なトピックについて説明を求め、警察がもっている証拠との食い違いがあれば、さらなる説明を求める。多くを語ってもらうので、被疑者が嘘をつけばつづきほど矛盾や齟齬が露呈しやすく、罪を犯した被疑者にとっては認知的なストレスが高まる一方で、無実の被疑者にとってはストレスが低く、虚偽自白が生じにくい。近年の心理学研究は、このような情報収集アプローチの方が、従来の糾問的アプローチよりも、嘘をついている被疑者と真実を語っている被疑者とを弁別できることを示している。

被疑者面接は事実と焦点を当てていること、話したくないことを話してもらわねばならないことなどの点で、司法面接とも共通するところが多い。近年では、加害が疑われる少年や、知的障害をもつ被疑者の取調べにもNICHD面接が用いられるようになっており、学ぶべき点は多いと感じた。収集した情報のいくつかは、2011年度後期の研修でも用いている。

最後になったが、トレーニングでお世話になったBull, Ray教授、Griffith, Andy博士、Haywood, Paul氏、講師・受講者の方々に感謝申し上げる。



## カレンダー

日付	内容
10月1日～2日	法と心理学会第12回大会（名古屋大学）
10月3日～4日	司法面接研修 第1クール1回目（道児相・札幌児相）
10月18日	フランク W. パトナム先生講演会 『解離性障害とは』（札幌）
10月19日	フランク W. パトナム先生講演会 『トラウマが子どもの発達に及ぼす影響とその長期予後～変えるために何ができるか』（札幌）
10月23日	「子どもの健康と安全を守るために」 ゆいネット公開シンポジウム（札幌）
10月26日	札幌法と心理学研究会（北海道大学）
10月29日～30日	JST「犯罪からの子どもの安全」研究開発領域H23年度領域合宿（千葉）
11月7日～8日	児童相談所の専門家を対象にした研修 / 2011年度第1クール2回目（北海道大学）
11月9日	司法面接研修（広島）
11月29日～30日	「子どもから事実を聞き取るための面接」研修～暴力被害を受けた児童からの事実確認面接～（司法面接研修）2（島根）
12月12日～13日	児童相談所の専門家を対象にした研修 / 2011年度第2クール1回目（北海道大学）
12月13日	札幌法と心理学研究会（北海道大学）
12月20日～21日	児童相談所における被害確認面接実務トレーニング研修（新潟）
1月10日～11日	児童相談所における被害確認面接実務トレーニング研修（埼玉）
1月17日～18日	児童相談所における被害確認面接実務トレーニング研修（青森）
1月22日～26日	第26回子ども・家族虐待に関するサンディエゴ国際会議（San Diego International Conference on Child and Family Maltreatment）
1月30日～31日	児童相談所の専門家を対象にした研修 / 2011年度第2クール2回目（北海道大学）
2月2日	札幌法と心理学研究会（北海道大学）
2月3日	新学術領域研究「法と人間科学」主催：今井むつみ先生講演会（北海道大学）
2月9日	家庭裁判所における司法面接研修（釧路）
2月15日～16日	道内フォローアップ研修（札幌）
2月24日	北海道発達懇話会（北海道大学）
2月26日	新学術領域研究「法と人間科学」主催：模擬裁判（札幌）
3月10日	第40回北海道で更生と再犯防止を考える会
3月11日	日本心理学会公開シンポジウム「なつかしさの心理学：思い出と感情」（愛知）
3月5日	札幌法と心理学研究会（北海道大学）
3月26日～27日	児童相談所における被害確認面接実務トレーニング研修（千葉）

### 募集中

## お子様 研究協力者 募集

「犯罪から子どもを守る司法面接法の開発と訓練」プロジェクトでは、幼児から高校生まで、お子様の研究協力者を募っております。2010年度より、ご協力いただけるお子様にはご登録いただけるようになりました。2012年度も、引き続き、新規登録者を募集しております。登録についての詳細はプロジェクトHPをご覧ください。登録用紙もHPからダウンロードできます。

<http://child.let.hokudai.ac.jp/doc/?r=89>

### 受付中

## 司法面接に関するご相談

「犯罪から子どもを守る司法面接法の開発と訓練」プロジェクトでは、司法面接の研修や実施に関わるご相談を受け付けています。

### 募集中

## 大学院生 募集

北海道大学大学院文学研究科・仲研究室では子どもの記憶、コミュニケーション、認知発達、司法面接等に関する研究を目指す大学院生（修士、博士）の受験をお待ちしています。専門職にある方の社会人入学も歓迎です。大学院受験については、北大文学研究科のHPをご覧ください。

<http://www.hokudai.ac.jp/letters/>

「司法面接法の開発と訓練」プロジェクト事務局  
（司法面接支援室）

060-0810 札幌市北区北10条西7丁目  
北海道大学 大学院 文学研究科 内  
電話 / FAX : 011-706-2306  
child@let.hokudai.ac.jp  
<http://child.let.hokudai.ac.jp/>

プロジェクト代表  
北海道大学大学院文学研究科 心理システム科学講座  
教授 仲真紀子  
mnaka@let.hokudai.ac.jp